

農地法第3条許可事務の流れ

利根町農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。

利根町農業委員会では、申請書の締切日から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

申請者の方の流れ

1. 申請についての相談

農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話にてもお受けいたします。

「住所 利根町布川841番地1 電話 0297-68-2211(代)」

2. 申請書の記入

申請内容に応じて申請書をご記入ください。

記入に当たっては、別紙の記載例をご参照ください。

3. 必要書類の入手

必要書類については添付書類兼チェックリストをご覧ください。

なお、申請内容に応じて必要書類が異なりますので、詳しくは農業委員会事務局へご相談ください。

4. 申請書提出前の再確認

記入漏れや必要書類の不足があると、審議ができませんので許可に時間がかかったり、不許可になる場合がありますので、もう一度、記載例や添付書類兼チェックリストで必要書類の確認をお願いいたします。

5. 申請書の提出/受付

ご足労ですが農業委員会事務局までお越しくください。申請の際「申請書受付のお知らせ」をお渡しいたしますので、許可書交付までの流れをご確認ください。

農業委員会の流れ

1. 申請書の提出/受付

2. 申請内容の審査

申請書の記載内容に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、必要に応じて申請者の方に確認いたします。

※申請に関して、農業委員による申請者の方への申請内容の確認を行いますので、調査へのご協力をお願いいたします。

3. 農業委員会総会

農業委員会総会において、許可・不許可についての意思決定を行います。

4. 許可書の交付

ご足労ですが農業委員会事務局までお越しくください。(認印持参)